

教育厚生委員会報告

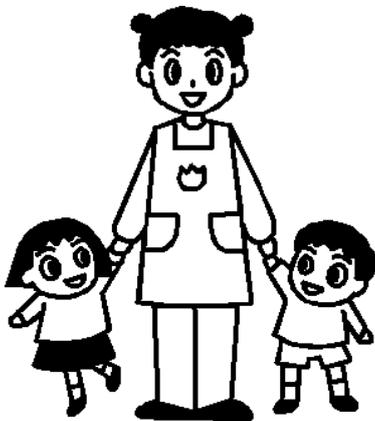


2016年6月議会

第77号議案 **2016年度一般会計補正予算(第2号) 11億3,845万円**

☆児童福祉施設（民間保育所）整備事業費補助金&陳情

「保育園落ちた！」というブログが話題となりましたが、長崎市でも待機児童問題は深刻です。その待機児童問題の解消のため、「1園を増築、3園を新設する」ことで300人の定員を増やす予算4億7,700万円が計上されました。ただ新設3園のうち2園は、三重地区での建設であったことから、本当に地域にそれだけの需要があるのかが議論となりました。また、三重地区の既存保育園からも、将来の供給過剰を危ぶむ陳情が出されました。



市民クラブも「保育園に入れなくて困っている」「仕事を辞めなければならない」という切羽詰まったご相談を受けることも少なくありません。ことに三重地区は団地開発が進む中で将来的需要が増え、また潜在的需要(新設により保育需要を喚起する)が見込まれます。一方、少子化による将来的需要の減少を考えれば、これまで市の要請に応じて定員を増やしてきた既存保育園の心配も十分理解できます。

そこで、三重地区に一度に200人増員しなければならないほどの需要見込みがあるのかを質しました。ところが予算を計上した市の幼児課自体が、「必要である」データを示さないのです。昨年度の三重地区の一番多い時期（待機児童は4月が少なく、年度末に向けて増える傾向にあります）の待機児童数すら明らかにしませんでした。

委員会では新設保育園予定地を調査に行きました。すると三重地区の一つの建設予定地の一部が土砂災害警戒区域になっていることがわかり、立地条件も論点となりました。

そこで、立地条件に疑問がある保育所への補助金を減額修正。三重地区については1園の建設を先行させ、需給の動向を見て保育所が足りないようであれば速やかに次の保育所を新設する方向で決着しました。

☆社会福祉費(多機関型包括的支援体制構築モデル事業費)

高齢、障がい、子育て、生活困窮など他分野にわたる福祉相談に対し、関係機関と連携して支援を行う体制づくりを、モデル事業として実施するための予算です。包括支援センター2カ所にコーディネーターとして社会福祉士を配置して実施します。輻輳した問題を抱え相談にすら来られない市民に対しては、相談



に来るのを待つのではなく行政からコミットすることや多分野の相談内容を受けるための研修の実施、国の補助がなくなっても市の事業として継続していくことなどを求めました。

小榊小学校の移転と黒崎東小学校の廃止

この条例改正は、ひとつは 8 月の小榊小学校の新築移転に伴う位置の変更です。もうひとつは、統廃合した出津小学校と黒崎東小学校に関わるもので、昨年出津小学校を廃止して黒崎東小学校となっていた校名が、新たに外海黒崎小学校となります。それに伴って黒崎東小学校を廃止することとなりました。



所管事項調査では少子化に伴う新たな小中学校適正配置(統廃合計画)計画も報告されました。統廃合にあたっては、住民合意の上で進めることと、小規模校のデメリットばかりを強調するのではなく、小規模校のメリットや統廃合によって生じる問題点とその対応についても十分説明することを求めました。

第 82 号議案 市立認定こども園条例の一部改正

第 84 号議案 市立保育所条例の一部改正



認定こども園・長崎幼稚園と保育所の延長保育の実施

利用者の利便性向上を図るため、市立の保育施設において延長保育が実施されることになりました。認定こども園長崎幼稚園の保育終了時間が、午後 6 時 15 分から午後 7 時まで延長。また、これまで一部の市立保育所で行われていた延長保育がすべての市立保育所で実施されることとなり、これまで午前 7:30～午後 6:30 が保育時間でしたが、改正により午前 7:00～午後 7:00 となります。認定こども園、保育所とも延長保育量は 15 分 100 円となりました。

第 80 号議案 付属機関に関する条例の一部改正

長崎市少年育成審議会の廃止

この条例改正は、「少年育成審議会」と「青少年問題協議会」という二つの審議会の役割や構成委員等が重複することから、「少年育成審議会」を廃止し、設置根拠が法で定められている「青少年問題協議会」に一本化しようとするものです。

ただ、「少年育成審議会」は昨年「少年センター運営協議会」から改変されたばかりで、しかも今年度はすでに第 1 回会議が開かれるなどスタートしていることから、なぜ年度半ばの改正になったのか、またそれぞれの審議会の役割について議会に対し十分な説明がないことに関して質問が集中しました。条例は改正されましたが、議会＝市民に対する説明責任を果たすことが強く求められました。合わせて、77 号補正予算で「少年育成審議会」予算の減額が認められました。



後期高齢者医療保険料の還付のための予算の補正 1,906 万円

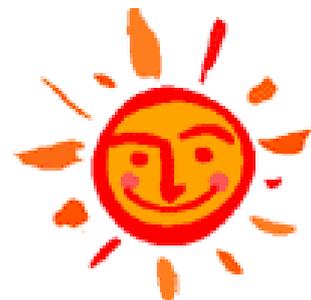
この補正は、市職員の不作為が原因で計上された予算です。年金から天引きされた後期高齢者医療保険料は、被保険者が亡くなられた時期によって、その遺族に対し保険料を返さなければならないことがあります。しかし担当職員が、一昨年度と昨年度の遺族に対し還付通知を怠り、返金されていないことが今年度になってわかったのです。この 2 年分の保険料を返すために 1,906 万円の補正が組まれました。

「なぜ為すべきことが為されていないことに気付かなかったのか」という多くの委員の追及に対し、担当課長は、「担当者が認識していたにもかかわらず処理を後回しにしていたことと、管理監督者が把握していなかったこと、チェック体制が整っていなかったことが原因であると説明しました。



一方「なぜ発覚したのか」という市民クラブの問いに対し、担当課長の答えは「決算委員会に向けて勉強しようとして過年度の状況を調べていた時に見つかった」。つまり「たまたま」だったということです。

保険料など公的負担は計算も難しいので市民は行政の言われるままに収めます。還付の制度があることすら市民は知らず、ましてや遺族になればさらにわかりません。市民からの還付請求はおそらくないはずですが、それだけに、行政が適正に処理していくことが求められます。相次ぐ職員のミスに再発防止を強く求めて可決されました。



いよいよ夏も本番です。今年は猛暑のようです。

市民の皆様どうぞ、お体にお気をつけて、お過ごしください。

